

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人島根県緑化推進委員会（以下「委員会」という。）定款第19条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、委員会の事務局等において週5日以上委員会の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）（以下「認定法」という）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の区分、決定等)

第3条 委員会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬及び賞与を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬及び賞与は、別表に示す額を上限として、総会の承認を得て年額で定めるものとする。
- 3 非常勤役員には、報酬及び賞与を支給しない。
- 4 常勤役員には、退職手当を支給しない。

(報酬等の支給日)

第4条 常勤役員の報酬及び賞与は、月額報酬と一時金に分割して支給することができる。

- 2 月額報酬の支給日は、毎月15日（その日が金融機関の休業日に当たる場合は、その前日）に支給する。
- 3 常勤役員の賞与は、原則として毎年6月と12月とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座への振込によることができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 新たに常勤役員が月の途中で就任したときは、その月の報酬は日割り計算による。
- 4 常勤役員が退任し、または死亡した場合は、その月の報酬は日割り計算による。

(費用)

第6条 委員会は、役員がその職務の遂行に当たって要する費用について、これを遅滞なく本人に支給するものとする。また、前払いを要するものについては前もって支給する

ものとし、後日精算を行うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する費用として、交通費実費相当額の範囲内で通勤手当を支給する。

(公表)

第7条 委員会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として同条第2項に基づき公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は、公益社団法人島根県緑化推進委員会の設立の登記の日から施行する。
2. 平成26年5月19日付けで一部改正。
3. 令和4年5月20日付けで一部改正。
4. 令和8年5月22日付けで一部改正。

別表 報酬等の上限（第3条関係）

役 職	報酬等年額の上限
常勤理事	4,200,000 円